

広島県告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十五年三月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道中迫川北線	庄原市川西町字大迫二一〇番五地先から 庄原市川北町字重行一三三七番一九地先まで	平成二十五年三月一日